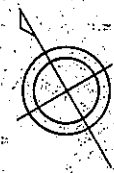


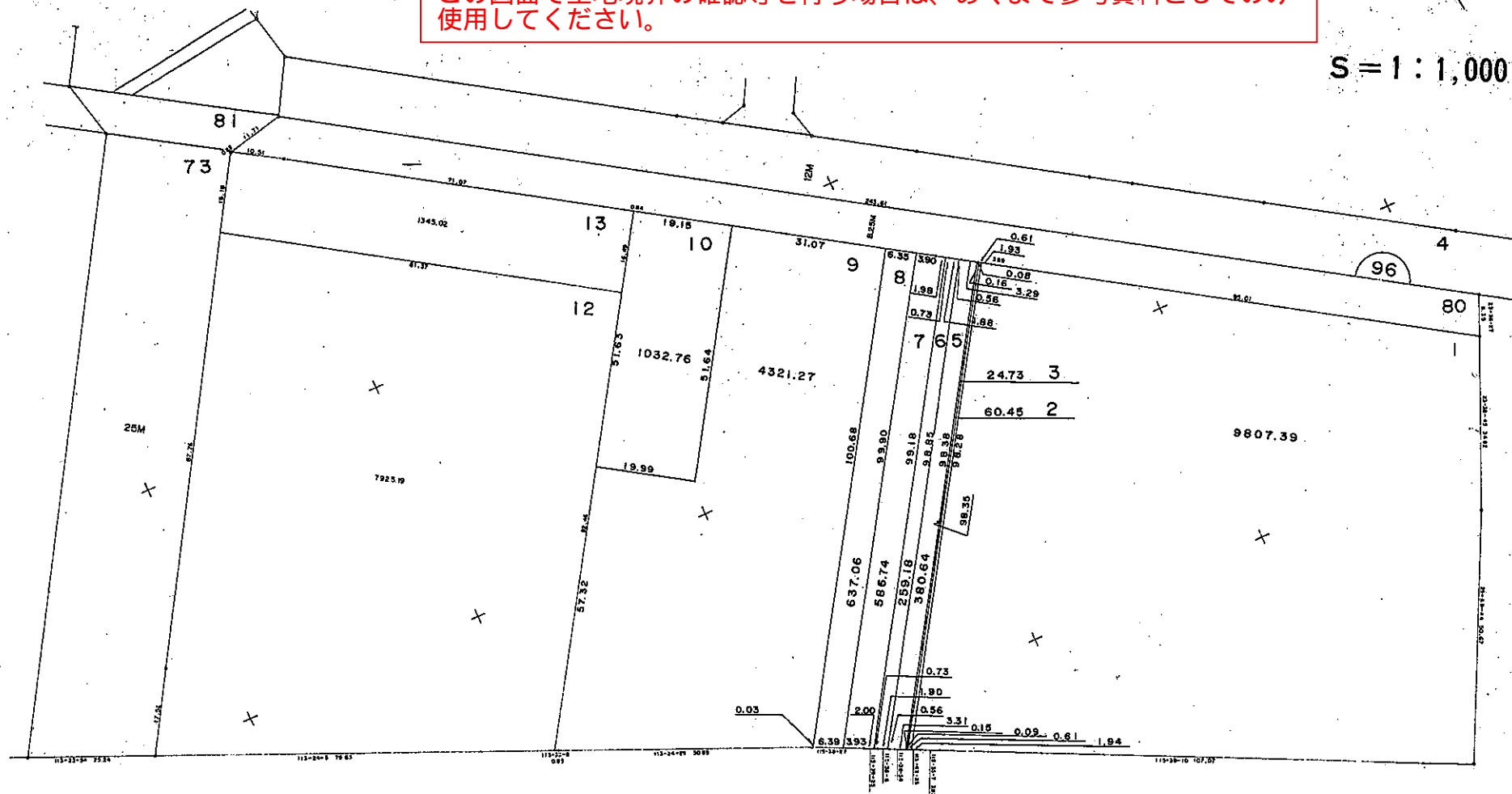
灘南部土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町宇佐崎南一丁目 1 番地～13 番地)

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてののみ
使用してください。



S = 1 : 1,000



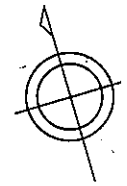
凡 例	
——	町 丁 界
77-1	地 番
1, 2, 3	面 積
6 M	街 路 巾 員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。

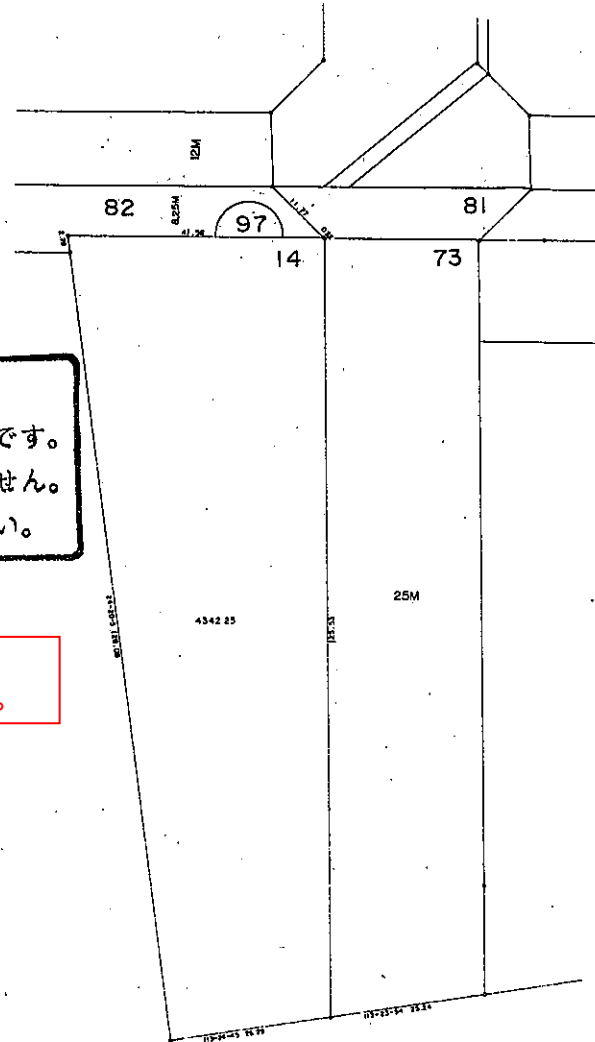
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。

本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

灘南部土地区画整理事業 画地確定図 (白浜町宇佐崎南一丁目 14 番地～ 番地)



S = 1 : 1,000

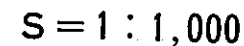


現況とは必ずしも一致しないことがあります。
 換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
 境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市の責任は問えません。
 本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

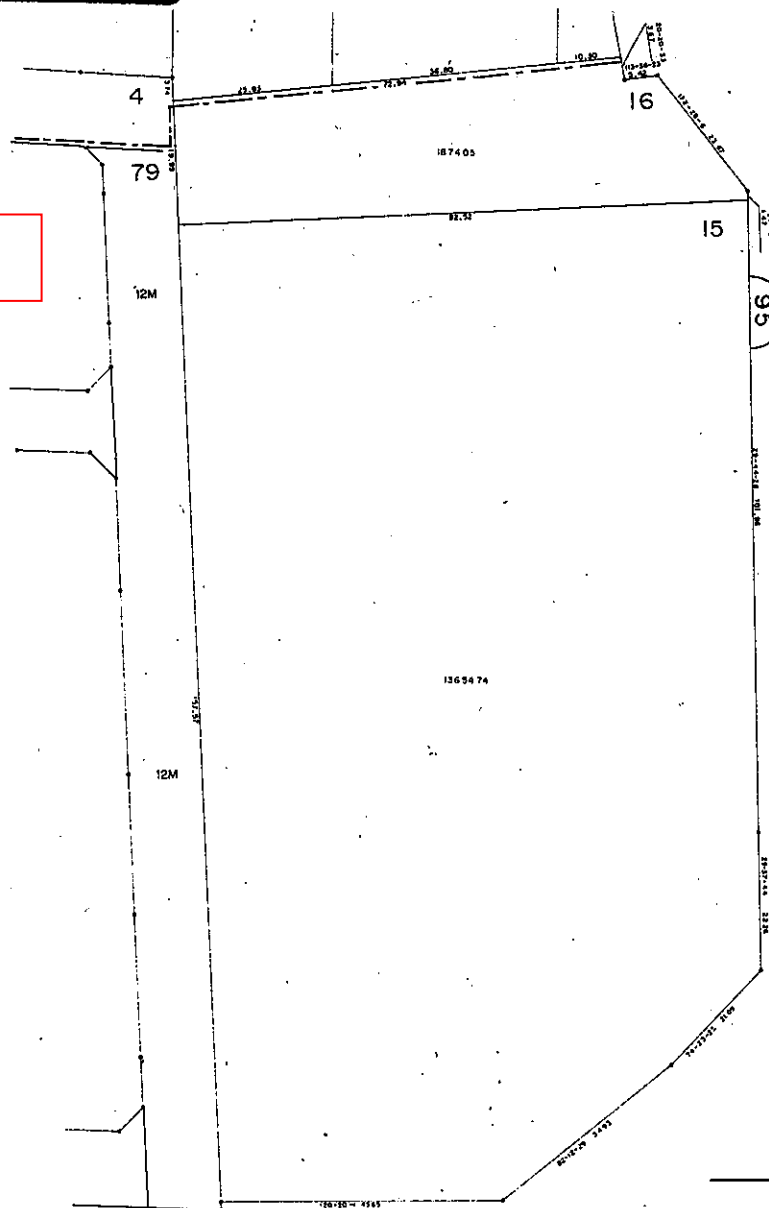
この図面で土地境界の確認等を行う場合は、
 あくまで参考資料としてのみ使用してください。

凡 例	
---	町 丁 界
77-1	地 番
1 2 3	面 積
6 M	街 路 巾 員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。**灘南部土地**
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行われるべきもので、**(白浜町宇佐崎)**
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。



この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。

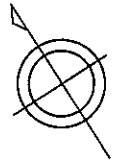


凡 例	
———	町 丁 界
77-1	地 番
1 2 3	面 積
6 M	街 路 巾 員

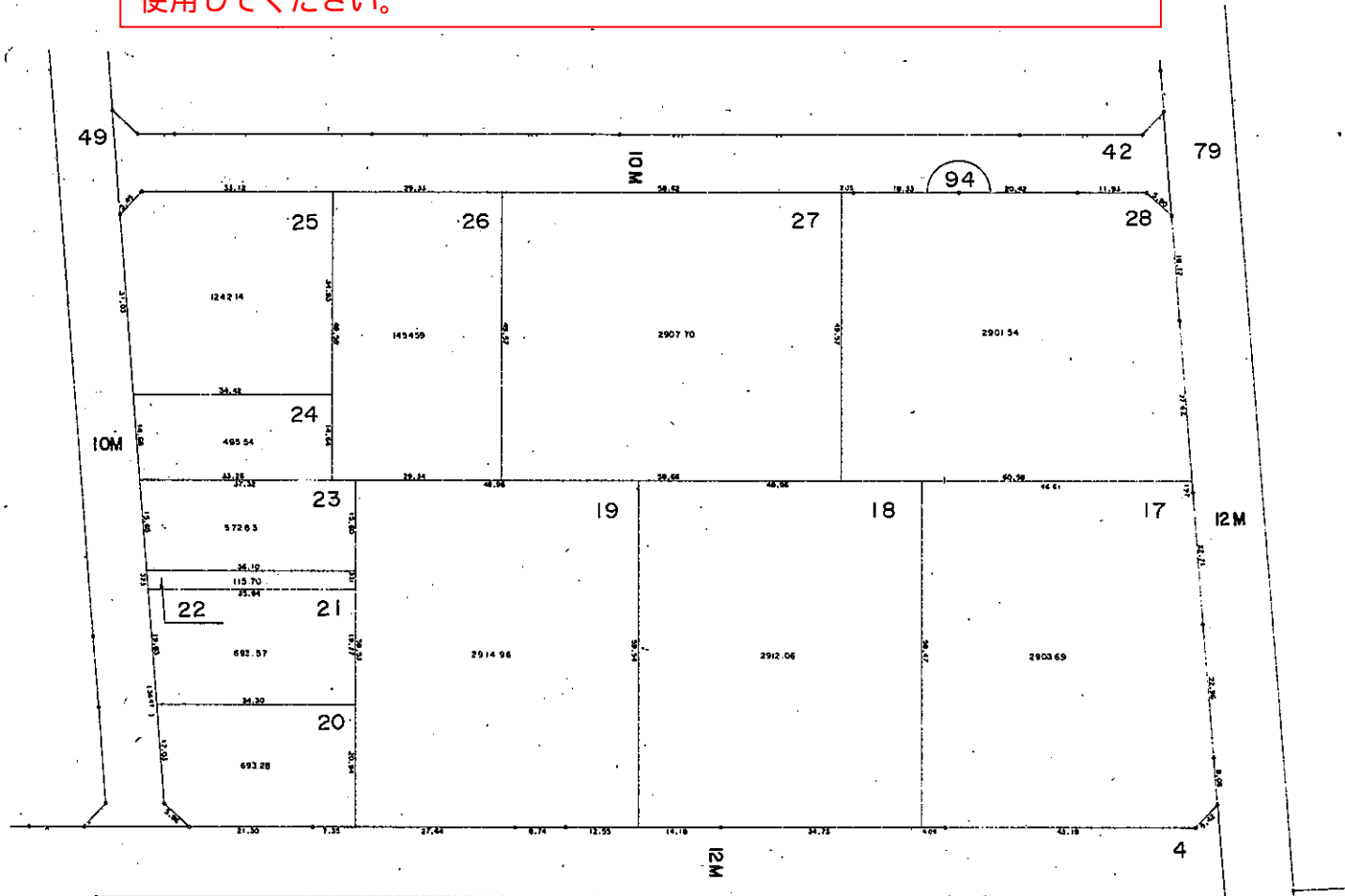
灘南部土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町宇佐崎南一丁目 17 番地～ 28 番地)

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ
使用してください。



S = 1 : 1,000



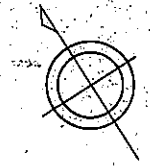
凡 例	
———	町 丁 界
77-1	地 番
123	面 積
6 M	街 路 巾 員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。

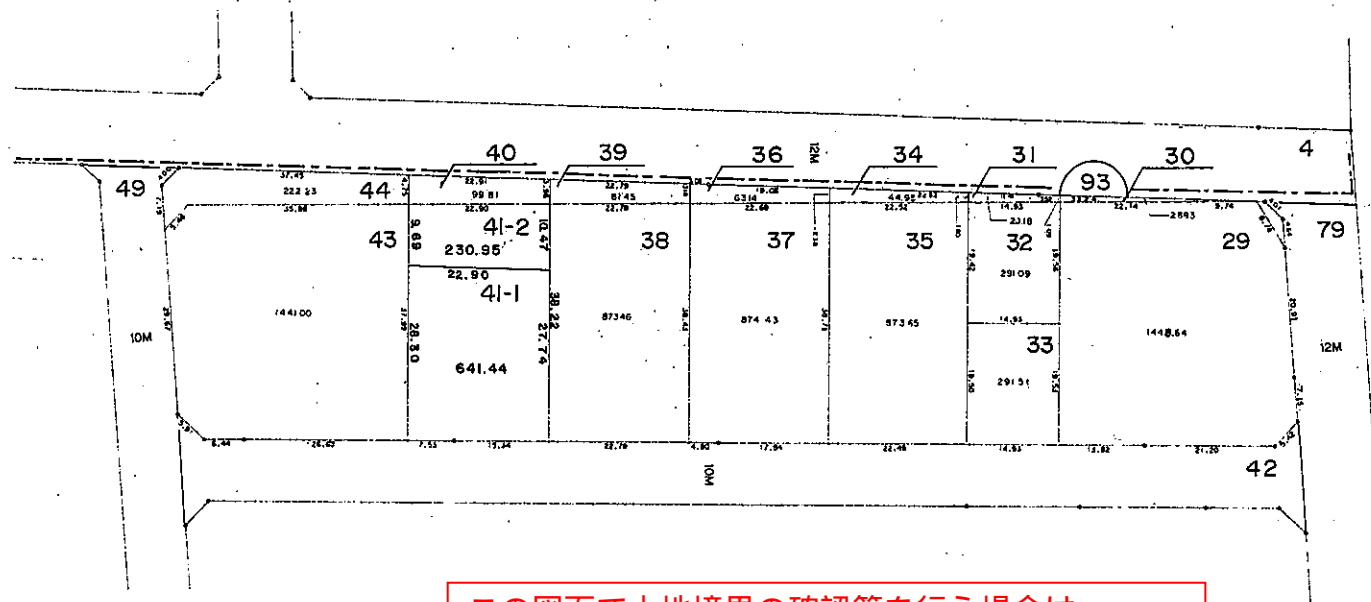
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。

本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

灘南部土地区画整理事業 画地確定図 (白浜町宇佐崎南一丁目 29 番地～44 番地)



S = 1 : 1,000



この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。

現況とは必ずしも一致しないことがあります。
 換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
 境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
 本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

凡 例		
——	町 丁 界	
77-1	地 番	
1 2 3	面 積	
5 M	街 路 巾 員	

現況とは必ずしも一致しないことがあります。

換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。

境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に帰属することはありません。

本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

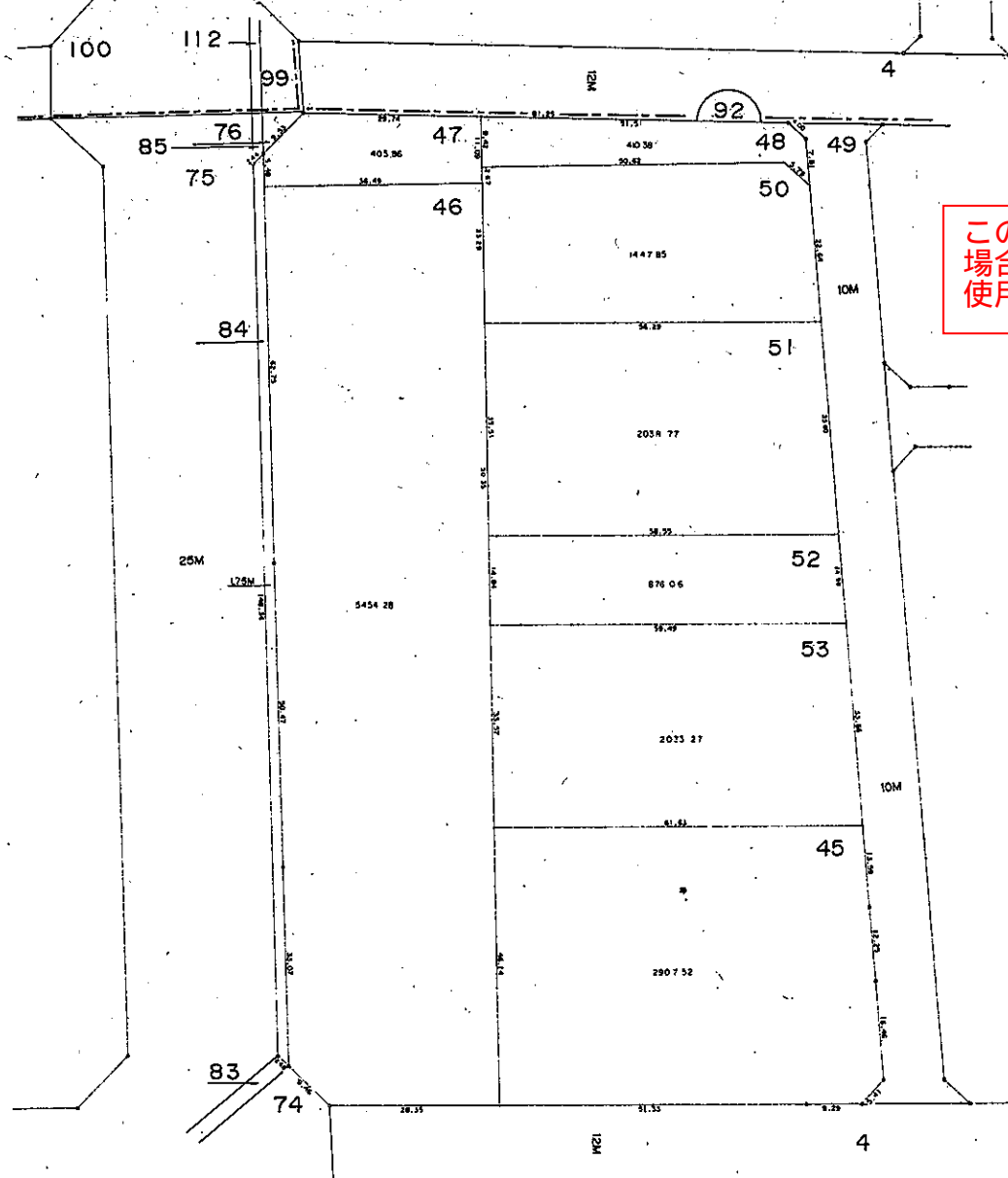
灘南部土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町宇佐崎南一丁目 45 番地～53 番地)



S = 1 : 1,000

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。



凡 例	
---	町 丁 界
77-1	地 番
123	面 積
6 M	街 路 巾 員

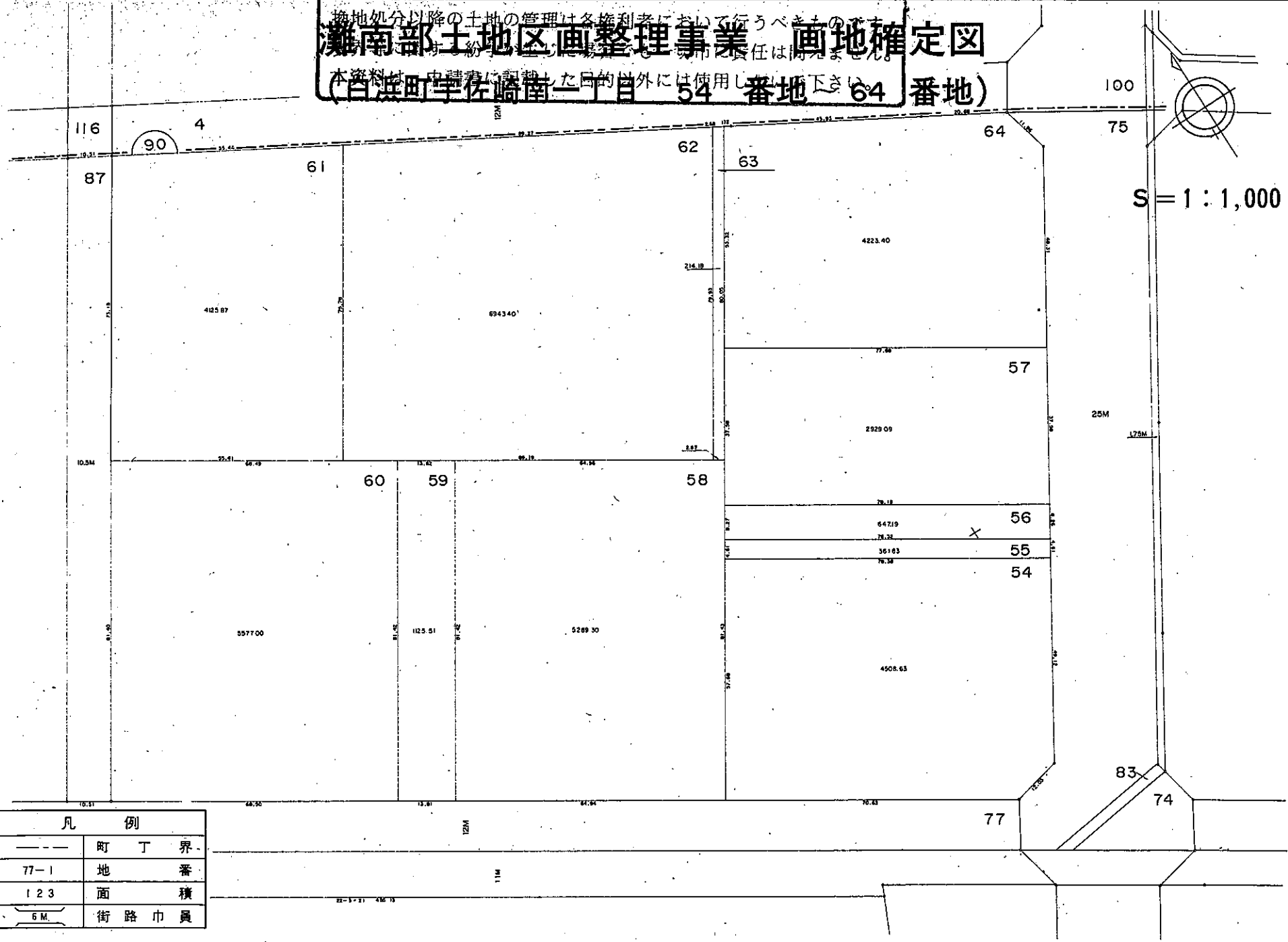
この図面で土地境界の確認等を行う場合は、
あくまで参考資料としてのみ使用してください。

現況とは必ずしも一致しないことがあります。

換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきもので、
市町村の責任は問われません。

本資料は、申請書に添付した目的以外には使用しないでください。

灘南部土地区画整理事業 画地確定図 (白浜町宇佐崎南一丁目 54 番地 64 番地)



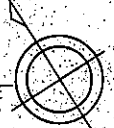
凡 例	
---	町 丁 界
77-1	地 番
123	面 積
6 M.	街 路 巾 員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。

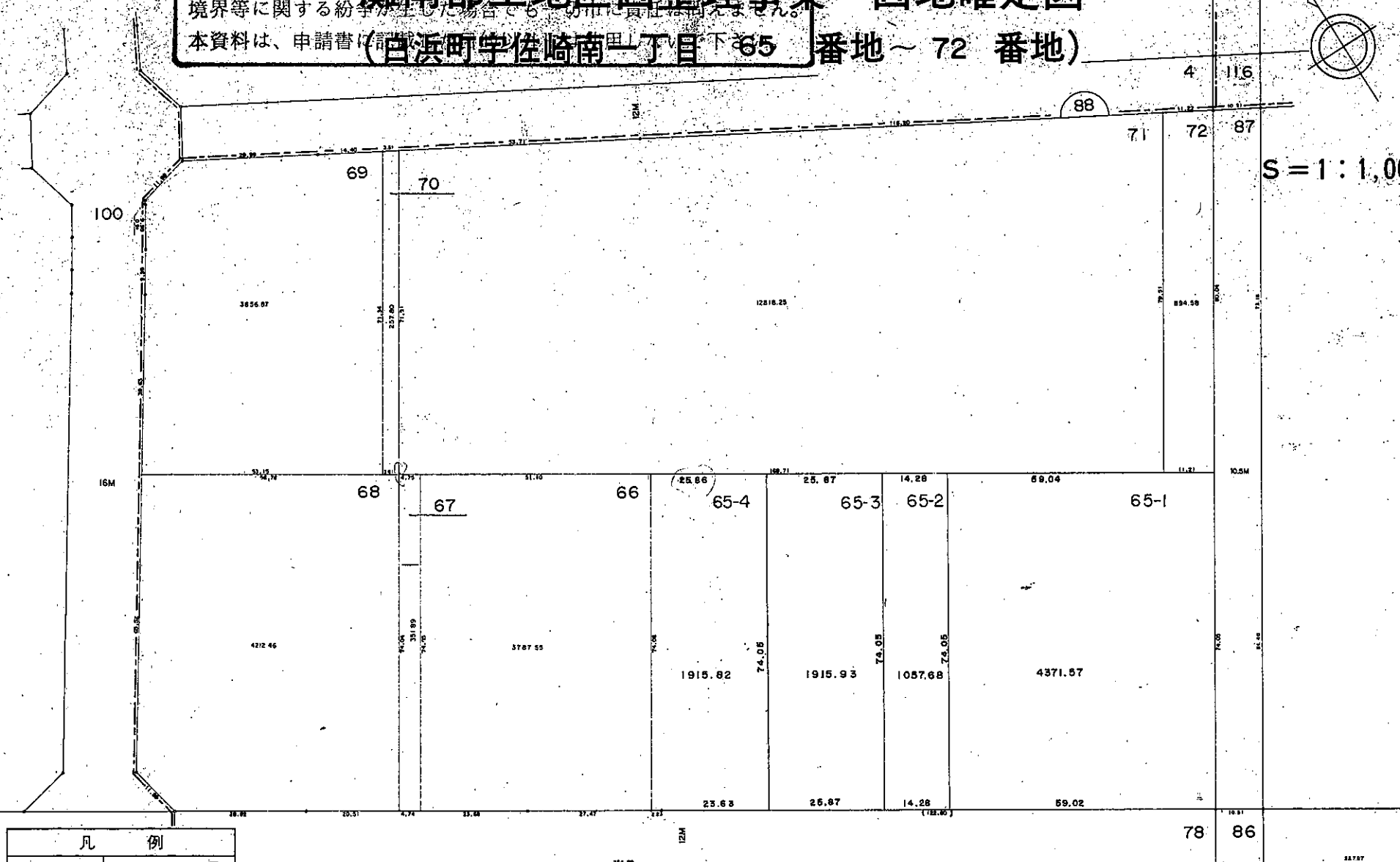
換地処分以降の土地の管理は権利者に行います。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任を負いません。

本資料は、申請書に添付した図面を基に作成したもので、
(白浜町宇佐崎南一丁目) 65 番地 ~ 72 番地

灘南部土地区画整理事業 画地確定図



S = 1 : 1,000



凡 例	
——	町 丁 界
77-1	地 番
1 2 3	面 積
6 M	街 路 巾 員

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。